

## 仙台市交通局市営バス事業の管理委託評価委員会設置要綱

(平成22年9月7日管理者決裁)

### (趣旨)

第1条 仙台市交通局における、道路運送法第35条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の管理の委託（以下「委託」という。）業務に係る受託者の実績評価等を行うため、仙台市交通局市営バス事業の管理委託評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、仙台市交通事業管理者（以下「管理者」という。）へ報告する。

- (1) 委託業務に係る受託者の実績評価に関する事項
- (2) 委託に係る優先交渉事業者の選定に必要な提案内容の評価に関する事項
- (3) 前二号に掲げるもののほか委員会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員6名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱又は任命する。

- (1) 安全及び接遇教育の関係者並びに学識経験者
- (2) 交通局次長及び自動車部長

3 委嘱する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が出た場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長を置くこととし、交通局次長がその任にあたる。ただし、委員長はあらかじめその職務を代理する者として、他の委員を指名しておくことができる。

### (会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の4名以上が出席しなければ成立しない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め意見聴取等を行うことができる。

5 委員会の会議は、非公開とする。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、自動車部輸送企画課において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月7日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年6月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成24年9月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成24年10月29日から実施する。

附 則

この改正は、令和6年8月1日から実施する。